

平成 23 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 かんなん丸
代表者名 代表取締役社長 佐藤 栄治
(J A S D A Q ・ コード 7585)
問合せ先
執行役員管理部長 菊田 聡
電話 0 4 8 - 8 8 1 - 9 0 5 6

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 12 日開催の取締役会において、平成 23 年 9 月 27 日開催予定の第 34 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

公告方法の変更

インターネットの普及に対応し、利便性及び公告手続き合理化のため変更するものであります。

定款授權による取締役会決議に基づく自己株式の取得規定の新設

機動的な資本政策を図るため、自己株式の取得を取締役会の決議により行なうことを可能とする規定を新設するものであります。

株主総会の特別決議についての定足数緩和

株主総会の特別決議を機動的に行えるよう、定足数を緩和する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 章 総則 (公告方法) 第 5 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 第 2 章 株式 (新設) 第 3 章 株主総会 (総会の決議方法) 第 15 条 (条文省略) (新設) 第 16 条 ~ 第 32 条 (条文省略)	第 1 章 総則 (公告方法) 第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 第 2 章 株式 (自己株式の取得) 第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。 第 3 章 株主総会 (総会の決議方法) 第 16 条 (現行どおり) 2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。 第 17 条 ~ 第 33 条 (現行どおり)

3. 日程

取締役会決議

平成 23 年 8 月 12 日

株主総会開催日（効力発生予定日）

平成 23 年 9 月 27 日

以 上